福岡広域都市計画地区計画の決定(篠栗町決定)

都市計画乙犬地区地区計画を次のように決定する。

都市計画乙大地区地区計画。 名称			乙犬地区地区計画			
位置		位置	篠栗町大字乙犬地内			
面積		面積	約 2.0ha			
地区計画の目標 区域の整備・開発及地区施設整備の			本地区は、篠栗町の南西部に位置し、北、西、南を市街地に囲まれ、JR 門松駅 や福岡 IC を結ぶ東西の大動脈である県道福岡篠栗線に近接するという高い利便性 を備えた地区である。 本地区計画は、篠栗町都市計画マスタープランの目標像である「背景のやまなみと田園等の自然と生活利便が共存した、ゆったりとした暮らしを育むまち」にふさわしい市街地の一部として、自然環境との調和を図りつつ、交通利便性の高さを生かした良好な住環境の形成を図ることを目標とする。 用途の混在や敷地の細分化を防ぎ、自然環境との調和を図りつつ、良好な立地条件を生かした低層住宅地として秩序ある土地利用を目指す。 安全かつ快適な道路・公園、緑あふれる住環境の創出のため、緑地・緑道を計画			
か保証するこ	全に関 方針	方針 建築物等の整備 の方針	的に配置し、住民の利便性と安全性に配慮した整備を行う。 良好な住宅地の形成と保全を図るため、建築物等の用途等の制限を定める。			
	地施の置び模建物にす事区設配及規築等関る項	道路	名称	幅員	延長	
			区画道路	6.0m	約500m	
			緑道	2.5m	約100m	
		公園	名称 面積			
			公園 (兼調整池) 約1,080 m²			
地区整備計画		建築物等の用途 の制限 建築物の敷地面	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 二戸以下の長屋 (3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので建築基準法施行令(以下「令」という。)第130条の3で定めるもの (4)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (5)前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)			
		積の最低限度	180 m ²			
	車頂		道路及び公園など公共空間に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣又はフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、併せて植栽を施したものにするなど、公共空間からの景観に配慮したものとする。ただし、門柱及び意匠上これに附属する部分等については、この限りではない。			
	事項	垣又は柵の構造 の制限	ス、鉄柵等透視可能なものらの景観に配慮したものと	とし、併せて植栽を施したも する。ただし、門柱及び意匠	のにするなど、公共空間か	
	事項		ス、鉄柵等透視可能なもの らの景観に配慮したものと ついては、この限りではない	とし、併せて植栽を施したも する。ただし、門柱及び意匠	のにするなど、公共空間か	

		外壁の色	外壁の色は、「自然環境や街並みの調和」を基本とし、原色等彩度の高いものを使	
			用してはならない。	
		広告物の制限	自己の用に供する広告物・看板類で次の要件を満たすもの以外は、設置してはな	
			らない。	
			(1) 最大表示面積が片面0.5㎡、両面で1.0㎡以内のもの	
			(2) 刺激的な色彩又は装飾を用いるなどにより、美観及び風致を損なわないもの	

種類、位置及び区域は計画図表示のとおり

理由 別紙のとおり

計画図 (地区計画の決定)

